

# 納付・減免など

**保険料の納付は口座振替が便利です**

●指定の口座から納期限の日  
に引き落としします。納め忘れ  
がなく、安心・便利です。

●口座振替依頼書による申し込  
み 口座振替依頼書を郵送しま  
すので、ご連絡ください。また、  
保険年金課(市役所1階6番窓  
口)、市内金融機関の窓口でも、  
直接お申し込みいただけます。

●お申し込みの際は、預貯金通帳、  
金融機関届出印、納入通知書が  
必要です。

●キャッシュカードによる申し  
込み キャッシュカードを専用  
端末で読み込み、暗証番号を入  
力することで、簡単に口座振替  
のお申し込みができます(左図)。

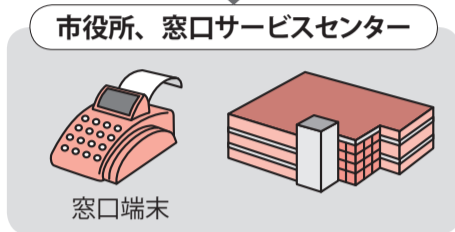
お申し込みの際は、キャッシュ  
カード、保険証を持って保険  
年金課(市役所1階6番窓口)ま  
たは窓口サービスセンター(女  
性総合センター1階)にお越し  
ください。

ただし、口座名義人は世帯主  
の方に限ります。また、対象金

## キャッシュカードによる 口座振替のお申し込み



口座振替申し込み



窓口端末

融機関等に一定の条件がありま  
す。

**保険料の納付が困難な場  
合はご相談を**

納期限を過ぎると延滞金が発  
生する場合があります。また、  
納期限までにお支払いがない場  
合は督促状を発送します。督促  
状の指定期限までにお支払い  
いただけない場合は、滞納処分  
の対象となり、財産調査や差し押  
さえを執行する場合があります。

保険料の納付が困難な場合は、  
お早めにご相談ください。

**国民健康保険料の軽減・  
減免**

国民健康保険には、以下のよ  
うな軽減・減免の制度がありま  
す。

●所得が少ない世帯への軽減  
世帯主を含めた加入者の総所  
得金額等の合計が一定の基準以  
下の場合には、保険料の均等割  
額が自動的に軽減されます。

軽減の判定は前年の所得に基  
づいて行うため、所得がなかつ  
た方も申告をお願いします。

●非自発的失業者に対する軽減  
会社の倒産や解雇等により離  
職した方(非自発的失業者)は、  
一定の条件を満たした場合、申  
請により、前年の給与所得を1  
00分の30とみなして保険料を  
算定します。申請には、ハロー  
ワークの発行する「雇用保険受  
給資格者証(原本)」と印鑑が必  
要です。

●旧被扶養者の方への軽減 会  
社の健康保険などの被用者保  
険の被保険者であった方が75歳に  
なったことで、後期高齢者医療  
制度に移行した結果、被用者保

●整骨院、接骨院にかかるとき  
の注意 柔道整復師の施術には、  
国民健康保険が使えます。施術  
を受けない場合があります。施術  
を受ける際は、よくご確認ください。

## 医療費適正化にご協力ください

●ジェネリック医薬品のご利用  
を ジェネリック医薬品の利用  
希望を保険証やお薬手帳に貼る  
ことで、医師、薬剤師に伝える  
ことができます「ジェネリック医  
薬品希望シール」を配布してい  
ます。ご希望の方は保険年金課  
窓口(市役所1階6番窓口)まで。

●「特定健診」の受診は3月末ま  
で 市では国民健康保険に加入  
している40歳以上の方を対象に、  
メタボリックシンドローム(内  
臓脂肪症候群)に着目した特定  
健康診査を実施しています。平

●「特定保健指導」のご利用を  
特定健康診査の結果、メタボリ  
ックシンドローム等で、健康の  
保持に努める必要があると判定  
された方を対象に、専門のスタ  
ッフが生活習慣改善のアドバイ  
スをする特定保健指導を実施し  
ています。対象の方には健診の  
約3か月後に案内します。ので、  
ぜひご利用ください(事業は株  
式会社ベネフィットワン・ヘル  
スケアに委託しています)。

●特別な事情により保険料の納  
付が困難な場合の減免 災害・  
病気・けが・失業・その他特別  
な事情により、あらゆる資産・  
能力の活用を図ったにもかかわらず、生活困窮のため保険料の  
納付が著しく困難と認められる  
場合、納期限の7日前までに申  
請することで、保険料が減免さ  
れることがあります。

問 賦課係

## 新成人の皆さん

# 20歳から国民年金にご加入を

日本に住む20歳から60歳まで  
の全ての人は、国民年金に加入  
し、保険料を納めることになっ  
ています。国民年金は、老後だ  
けでなく、万が一病気やけがで  
障害が残ったときなどの生活保  
障になります。

20歳の誕生月に、日本年金機  
構から「国民年金被保険者資格  
取得届書」が郵送されます。必  
要事項を書いて、市保険年金課  
(市役所1階5番窓口)か立川年  
金事務所(錦町2-12-10)に提出  
してください(20歳前に就職し、  
厚生年金等に加入中の方は提出  
不要です)。

後日、年金手帳と国民年金保  
険料納付書が郵送されます。年  
金手帳は大切に保管してください

い。保険料は金融機関やコンビ  
ニエンスストアで納付できます。  
また、口座振替では、保険料の  
割引があります。なお、学生の  
方や収入が少なく保険料の納付  
が困難な方は「学生納付特例」や  
「若年者納付猶予」など支払いを  
猶予する制度もあります。くわ  
しくは、お問い合わせください。  
なお、20歳になられた時点で、  
配偶者が厚生年金等の加入者で  
その方に扶養されている方は  
「第3号被保険者」となります。  
配偶者の勤務先を通じて手続き  
を行ってください。

問 立川年金事務所 ☎(523)0  
352、市保険年金課国民年金  
係・内線1394

## 引揚者とその家族の方へ

税関では、終戦前後に外地から引き揚げて来られた方々  
が、国内に持ち込むことができないとの理由から、上陸地  
の税関などに預けられた通貨や証券などをお返ししていま  
す。心当たりの方(家族の方でも可能)は、お問い合わせく  
ださい。

問 東京税関立川出張所 ☎(522)6004



(参考)保管証券類の例